厚生労働省カリキュラム準拠　要約筆記者養成テキスト

第５刷用

**正　誤　表**

（一社）全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

（特非）全国要約筆記問題研究会

下記の通り、誤記がありましたのでお詫びして訂正いたします。

【上巻】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 正誤箇所 | 誤 | 正 |
| P20 | 【2】４行目～ | 社会福祉法では「手話通訳等」と記載されていますが、厚生労働省令の施行規則には「手話通訳等」とは「要約筆記等とする」とあります。 | 社会福祉法では「手話通訳事業」との記載ですが、身体障害者福祉法、厚生労働省令とたどると、ここに要約筆記が含まれています。 |
| P72 | 欄外　朝日訴訟4行目 | 1952年 | 1957年 |
| P91 | 【1】3行目～ | 第77条第２項には、 | 第77条第１項第２号 |
| P95 | 【2】下から４行目 | 「教育」第21条 | 「教育」第24条 |
| P97 | 関連組織 | 国立身体障害者リハビリテーションセンター | 国立障害者リハビリテーションセンター |

社会福祉法では「手話通訳事業」との記載ですが、

身体障害者福祉法、厚生労働省令とたどると、ここに要約筆記が含まれています。